

# 小山市定額減税調整給付金のご案内

- 支給対象と見込まれる方に、支給確認書をお送りしています。
- 定額減税対象者のうち、令和6年分所得税※や令和6年度住民税所得割の額が定額減税可能な額を下回る(減税しきれない)方には、給付金(調整給付)を給付します。  
※令和5年分の所得税額を令和6年分推計所得税額とします
- 調整給付金を受給するためには、オンライン申請または確認書の返送による手続きが必要です。オンライン申請の場合、振込まで手続きがスムーズです。

## 支給対象者

- ① 定額減税可能額(所得税3万円・個人住民税1万円)が、「**令和6年分推計所得額**」または「**令和6年度分住民税所得割額**」を上回る方
- ② 合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

## 調整給付金の支給額算出方法

所得税	住民税所得割
定額減税可能額 30,000円×減税対象人数※	定額減税可能額 10,000円×減税対象人数※
所得税額(推計) ①	住民税額 ②

※減税対象人数とは納税者本人と配偶者を含めた扶養親族の合計

減税しきれない額(①・②)が発生した場合に給付金が給付されます。

$$\text{①} + \text{②} = \text{給付金額} \quad \text{①と②を合計後に1万円単位で切り上げ}$$

※①・②の両方が0円の場合は給付されません。

支給額の例)  
年金特別徴収(70代夫婦の世帯)の場合:  
(納税者本人と扶養親族1人)

所得税	住民税所得割
定額減税可能額 30,000円×2人=60,000円	定額減税可能額 10,000円×2人=20,000円
所得税額 6,200円	住民税額 13,000円
減税しきれない額 ①	減税しきれない額 ②
60,000円-6,200円=53,800円…①	20,000円-13,000円=7,000円…②

$$\text{①} 53,800円 + \text{②} 7,000円 = 60,800円$$

1万円単位で切り上げた**70,000円**が調整給付として給付されます。

※世帯の構成や税額によって給付額は異なります



## 申請期限

令和6年  
**10月31日(木)**

※郵送は当日消印有効

## 支給予定日

小山市がオンライン申請を受付した日から  
(または確認書を受理した日から)

※オンライン申請の場合、手続きがスムーズです

**おおむね1カ月程度が目安です**

## よくある質問

### Q. 定額減税調整給付金の支給団体(市区町村)はどのように決まるか。

- A. この給付金は、令和6年個人住民税が課税される市区町村から給付されます。  
※令和6年度個人住民税は、令和6年1月1日にお住いの市区町村で課税されます

### Q. 住民税所得割とはなにか。

- A. 前年の1月1日から12月31日までの所得に応じて負担を求める「所得割」と所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」があります。  
住民税所得割の税率は、都道府県民税が4%、市町村民税が6%と一定です。

### Q. 令和6年分推計所得税額とはなにか。

- A. 事務処理基準日(6月10日)時点で入手可能な令和5年中の所得等をもとに算出した所得税額です。(復興特別所得税は含まれておりません。)

### Q. 住宅借入金控除・寄付金控除(ふるさと納税)を受けているが、定額減税はどのように引かれるのか。

- A. 定額減税は住宅借入金控除・寄付金控除(ふるさと納税)等の税額控除をすべて引いたあとの年税額から減税します。したがって、税額控除により所得税額と個人住民税(市・県民税)所得割額が、どちらも0円になった場合は定額減税の対象ではありません。

### Q. 納税義務者が死亡した場合、調整給付は受けられるのか。

- A. 納税義務者が亡くなられた日付により変更となります。  
令和6年1月1日までに亡くなられた場合は、調整給付の対象ではありません。  
令和6年1月2日以降に亡くなられた場合、確認書面送付・申請済の方は、当該納税義務者に支給され、他の相続財産とともに相続の対象になります。  
亡くなられた時点で返送・申請が未申請の場合は、受給できません。

### Q. 申請後の進捗状況は、どこで確認できますか。

- A. オンライン申請で申請された方は、再度申請QRコードを読み込み、ログインしていただくと進捗状況が確認できます。  
郵送申請の方は、コールセンターにお問合せください。

### Q. 修正申告等による住民税の税額変更や令和6年分所得税額の判明などにより給付額に不足が生じた場合はどうなるのか。

- A. 令和7年以降に追加支給を予定しております。



**「定額減税調整給付金」に関する「特殊詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！**

国や都道府県・市町村の職員を名乗る不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください

小山市定額減税調整給付金コールセンター

☎ 0285-22-9427

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

